

<電話対応記録>

所長	次長	総課	務長	建築住宅課	都市計画課	課長	担当

- 1 日時 平成15年3月20日(金) 10:40頃
- 2 発信者 [REDACTED]
- 3 受信者 熱海土木事務所建築住宅課 [REDACTED]
- 4 内容 やりとりは、以下のとおり。

(1) 10:40頃

[REDACTED]
宅造に関して報告書の提出を求められているが、今日は東京へ打合せにいか
なければならなくなったので、そちら(土木事務所)に伺えなくなった。開
発行為の提出書類しかないの、それで済ますことは出来ませんか。

[REDACTED]
都市計画法と宅造法の法律が違いますので、再度提出をお願いします。

[REDACTED]
道路を築造するため30度の法勾配で造った上に、宅造の盛土をしたのでだ
めだと言われています。開発行為で報告書を提出したとき、不十分だと言わ
れているものと、同じ物を提出するようになります。

今後も、宅造法の書類を出していかなければならないと思うんですが、開発
行為と同じなので一部ですまないか、月曜日(24日)に伺い相談したいと
思っています。また、防災計画も2部提出する必要があるか、一部ですまな
いか相談したいと思っています。

[REDACTED]は工事に関係する能力も信用もなく許可をもらえないと思ってい
ますが、今設計事務所に依頼しており、許可を得られるようにしたいと思っ
ています。

[REDACTED]
24日にお待ちしております。